

定 款

株式会社 精 養 軒

第1章 総 則

- 第1条 当社は株式会社精養軒と称する。
- 第2条 当社は下記の事業を営むことを目的とする。
- (1) 国際観光に関する事業、ホテル業、料理業、飲食料品、ホテル用雑貨器具の製造販売並びに輸出入、煙草小売営業、花卉栽培並びに販売、遊技場並びに遊園地の経営。
 - (2) 土地家屋の売買及び賃貸借並びに有価証券の取得、製氷販売。
 - (3) 以上各項に附帯する事業。
- 第3条 当社は本店を東京都台東区に置き必要に応じ支店及び出張所を適宜の地に置く。
- 第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
- (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人
- 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

- 第6条 当社の発行可能株式総数は800万株とする。
- 当社の単元株式数は100株とする。
- 第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
- 第9条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。
- 第10条 当社は毎年1月31日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。
- 前項のほか必要があるときは取締役会の決議によって予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

- 第11条 定時株主総会は毎年4月に招集し臨時株主総会は必要あるとき随時これを招集する。
- 第12条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
- 第13条 株主総会の議長は社長がこれに当り、社長に事故あるときは予め取締役会の決議を以て定めた順序により他の取締役がこれに代る。
- 第14条 株主は議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。
- 第15条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を以てこれを行う。
会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以てこれを行う。
- 第16条 株主総会の議事についてはその経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、これを会社に保存する。

第4章 取締役及び取締役会

- 第17条 当会社の取締役は9名以内とし、株主総会で選任する。
取締役の選任については議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。
取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。
- 第18条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 第19条 会社を代表すべき取締役は会長、社長及び副社長とする。
- 第20条 取締役会は取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役若干名及び常務取締役若干名を定めることができる。
- 第21条 取締役会は特に法令または定款の定める事項の外当会社の重要な業務を決議する。
取締役会は取締役社長がこれを招集しその議長となる。取締役社長に事故あるときは予め取締役会に於いて定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
取締役会の招集通知は会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。
但し緊急を要するときにはこれを短縮することができる。
取締役会の議事の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名押印または電子署名して保存する。

- 第22条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。
- 第23条 取締役会に関する規定は別に取締役会の決議を以てこれを定める。
- 第24条 取締役会の決議を以て相談役若干名を置くことができる。
- 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会でこれを定める。

第5章 監査役及び監査役会

- 第26条 当会社の監査役は3名以内とし、株主総会で選任する。
監査役の選任については議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。
- 第27条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 第28条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。
- 第29条 監査役会の招集通知は会日の3日前まで各監査役に対して発する。
但し緊急を要するときにはこれを短縮することができる。
監査役会の議事の内容及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、議長並びに出席した監査役が記名押印または電子署名して保存する。
- 第30条 監査役会に関する規定は別に監査役会の決議を以てこれを定める。
- 第31条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会でこれを定める。

第6章 会 計 監 査 人

- 第32条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。
- 第33条 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
前項の定時株主総会において別段の決議がなされていないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

- 第34条 当会社の事業年度は毎年2月1日から翌年1月31日までの1年とする。
- 第35条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。
- 第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

第37条 期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

1. 現行定款第12条の削除ならびに変更定款第12条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第12条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2022年4月27日 改正